

財團 協調會 福岡出張所	朝倉上秋月	田、二町〇三畝九步 小作米二千七百七十三 升六合四勺 價格五千四百九十七 圓二十一錢	組會員 福田政吉君外五人、 地主 井上丈太郎外九人 地主 辯護士 右 同	訴訟 中	
	筑紫太府	田、五町步 小作米五十石	組會員 古澤繁太郎君外十七名、 地主 太田清藏	地主ノ土地引上調停申 立ニ對シ土地ノ手離サヌ 小作米ヲ(昭和八年度 分)八割五分マケローシ ノスロカンノ下ニ關ツ テキル	訴訟 中
	早良 脇山	田、六町七反九畝半 小作米五十八石六斗 六升六合 價格一萬四千四百六十七 圓三十一錢	組會員 大橋水吉君外十九人、 地主 梶子定三郎外二十人	第一審 福岡地方裁判所 手離訴 且下長崎控 訴院ニ對シ 福岡 區裁判所ニ辯論續 行中	訴訟 中

財團 協調會 福岡出張所	處分申請	相手方 肥料商 石池慶次郎 辯護士 辻丸勇次	(左記の如き經過 を述べてゐる)
	正式な裁判手續きを踏まず極めて簡単に併も勝訴の判決と同等の効果を持たしめるものが假處分である。本件が一度法廷に持ち出されるや松岡支部は積極なる法廷闘争を続け相手方の申請に對しその主張を、數し辯論を續行せしむること六回、遂ひに相手方をして休止の止むなきに到らしめてゐる。		

ニ、差押反對闘争

小作米の未納ある場合、地主は争議の解決を法廷に見出さんとし、地主的法律の下に、訴訟の判決前に差押への暴挙を敢てすることが往々ある脇山、依井、野町支部に於ても假差押の襲來をうけた。併し脇山支部に於ては米麥の差押を拒絶し、殆んど成功を収めた。その結果は動産の差押えをなすも價値なしとし